

第370回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和元年9月25日(水)午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 14人

1 番 山川光照委員

2 番 吉田とも委員

3 番 江口勘四郎委員

4 番 後藤敏秀委員

5 番 渡邊智春委員

~~6 番 大澤健一委員~~

7 番 井上隆市委員

8 番 原田広幸委員

9 番 富田憲一委員

10 番 山口久志委員

11 番 木村正委員

~~12 番 木村辰也委員~~

13 番 上妻一実委員

14 番 長沼健司委員

15 番 高橋源四郎委員

16 番 花谷和男委員

推進委員 佐藤源一推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 6 番 大澤健一委員、12 番 木村辰也委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程6 議 第4号 第404回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程7 議 第5号 第405回農用地利用集積計画(利用権設定)について

日程8 議 第6号 非農地判断について

日程9 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程10 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程11 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程12 報告第4号 非農地証明書の交付について

日程13 報告第5号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、9月17日に告示になりました、第370回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和元年9月17日、上山市農業委員会告示第13号により、令和元年9月25日、第370回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和元年9月18日付農委第96号をもって、第370回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第370回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、6番、大澤健一委員、12番、木村辰也委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が1人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、4番、後藤敏秀委員、13番、上妻一実委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業であります。阿弥陀地地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。4番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。9月21日、〇〇氏、〇〇氏と話をしました。〇〇氏は〇〇歳と高齢で農業を縮小するため売却するもので、〇〇さんは水田としてつや姫を作付するもので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業であります。関根地内の畑1筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。この畑は2番と同じ地番の一部で、9月17日に現場確認しました。啓翁桜をつくるということで、隣の土地をすでに借りており、栽培効率を考えて、入り口部分を借りるもので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2と3については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2と3について説明いたします。貸し人はそれぞれ、〇〇氏、無職、及び〇〇氏、農業、借り人はいずれも〇〇氏であります。〇〇氏は〇〇であり、関根地内の畑4筆について桜桃及び桃を栽培するため賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。借り人の要件としては、農地法第3条第2項各号の要件を満たすことは可能であると考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 〇〇氏から聞き取り調査を行いましたので、結果を報告します。9月17日、

農地専門委員会を開催し、市役所会議室で聞き取りを行いました。以前、〇〇で働いていましたが、自然がいいということと、定年がないということで、農業をするために戻ってきたものです。農地は20a以上になり、〇〇からも手伝ってもらいながら、徐々に面積は増やしていくとのことで、参入動機、耕作面積、農業従事日数、周囲との調和、営農環境、労働力の項目ともに、満たしております。

議長 ありがとうございます。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号2と3について、現地調査の結果を報告します。9月23日午前、現場で確認を行いました。〇〇氏、〇〇氏とは連絡ついて話をしましたが、〇〇氏とは2回も3回も連絡が取れずに、やっと連絡が取れ相手方の要望により借りるということでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 なかなか連絡が取れない状況でしたので、〇〇氏に言っていたきたいのと、〇〇氏の方から貸し人にも連絡を入れていただくよう、事務局で対応をお願いします。

事務局 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号2と3については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の申請がございました。5ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。整理番号1について、申請人は〇〇氏、会社役員であります。仙石及び権現堂地内の畑10筆について、申請人が営んでいる〇〇会社の駐車場、〇〇置場及びその他通路として利用するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請のうち、整理番号1については許可相当と意見を付して県知事に送付することにご異議あ

りませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。1件の申請がございました。7ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。整理番号1について、譲渡人は〇〇氏、農業、ほか9人、譲受人は上山市であります。藤吾地内の田21筆について産業団地整備のため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 5番の〇〇さんは法定相続人代表となっているが、何か曰くがあるのか。

事務局 居場所がわからない等で相続が済んでいませんが、相続中間管理事業では所有者の2分の1以上の同意があれば貸借できることになっており、このたび、2分の1以上の同意が確認できたので、貸借手続きとなったものです。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第404回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第404回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。藤吾地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第404回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、第405回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、第405回農用地利用集積計画の賃貸借等について説明いたしますので、議案書の9ページをお開き願います。13件の申請がございましたが、整理番号1から13については関連がありますので、一括して説明いたします。整理番号1から13については、農地中間管理機構の貸借で、借り人は全て〇〇に事務所を有する〇〇であります。田19筆、畑3筆について賃借権または使用貸借権を設定するものです。利用目的は水稻が10件、そば、野菜、ぶどうがそれぞれ1件となっております。土地の所在や所有者、契約年数等については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第405回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1から13については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程8、議第6号、非農地判断について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第6号、非農地判断について説明いたしますので、別紙の議案書「非農地判断について」をご覧ください。農地利用状況調査（農地パトロール）において地区毎に現地調査をし、この後の9月の全員協議会で協議いただきますが、その中でも、B分類農地のうち、非農地と判断する農地について、議案としたものであります。土地の所在、登記地目、台帳の現況、面積、所有者氏名、土地の状況、農地利用状況調査における判断をそれぞれ示してあります。番号1から7までは、〇〇の農地で、7筆、133,760㎡です。番号8は、〇〇の農地で、1筆、29,464㎡です。ただし、〇〇が中間管理機構を通して貸借していた農地ですので、利用集積の合意解約の手続き中ですので、解約を確認したのちに非農地となります。農地番号9から18までは、石曽根地区で、現況墓地である10筆、163.89㎡で、番号19から39までは、菖蒲地区の農地で、21筆、6,263㎡で4地域合わせて39筆、169,650.89㎡です。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。非農地判断についての番号1から39について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり非農地と判断することに決しました。

議長 日程9、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、会社員、譲渡人は、〇〇氏、会社員、です。栄町二丁目地内の畑3筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号2について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について報告いたします。譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、不動産業、譲渡人は、〇〇氏、会社役員、です。矢来四丁目地内の畑1筆について、宅地分譲のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の14ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。下生居地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１１、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１５ページをお開きください。８件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号５及び８については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１２、報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１６ページをお開きください。２件の申請がございました。整理番号１について、申請人は〇〇氏であります。美咲町二丁目地内の田畑２筆について申請があったものです。昭和３６年３月２８日付けで転用許可を得、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に整理番号２について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号２について報告します。申請人は〇〇氏であります。松山二丁目地内の田１筆について申請があったものです。昭和３５年３月２５日付けで転用許可を得、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１３、報告第５号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第５号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の１７ページをお開きください。７件の届出がございました。整理番号１から５については、土地が隣接しており関連がありますので一括して報告します。届出者は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、施工者は〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

井上委員 仙石の土地については、完了後はどうするのか、飼料用とうもろこしとあるがだれかと契約栽培でもしてもらうのか。

事務局 だれから作付してもらうかはわかりませんが、委託しての栽培になると思われます。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号6について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について報告します。届出者は〇〇氏、及び〇〇氏、施工者は〇〇であります。水がたまりやすい土地のため、水害対策を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

後藤委員 藤吾の場所は、どこか。

事務局 産業団地で開発しているところの、北側の一段低くなっているところです。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号7について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について報告します。届出者は〇〇氏、施工者は〇〇氏であります。田の表土を厚くするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時20分)

議事録署名委員

議事録署名委員